

修学資金等返還支援給付金のご紹介

～奨学金等の返済を給付金にて援助します～



1 申込

受験資格・注意事項等
を確認の上、受験申込



2 受験

対象の試験を受験し
採用決定



3 支給

正規雇用で就職した日
から給付金の支給開始

Point 1

支給金額（毎月）

…修学資金等の貸与団体からの貸与月額と同額（上限：月額36,000円）

支給期間

…修学資金等の貸与を受けた月数と同じ月数（上限：4年間（48月））

Point 2

助産師/看護師養成施設を卒業又は修学するために、修学資金を借入れた方*で、当該修学資金等の返還を予定している又は返還中の方のみが対象

*受験資格詳細については、HPをご確認ください。

地方独立行政法人 山口県立病院機構 本部事務局

住所 / 〒747-8511 防府市大字大崎10077番地 お問合せ / (0835) 28-3311
病院ホームページ / 右記QRコードを読み取ってご覧ください。



地方独立行政法人

山口県立病院機構 職員採用試験受験案内 (看護師等修学資金返還支援給付金対象者枠)

(令和8年4月1日採用)

地方独立行政法人 山口県立病院機構 本部事務局
〒747-8511 防府市大字大崎10077番地
TEL(0835)28-3311
<http://www.ypho.jp/>



◎応募期間

令和7年4月1日(火) ～ 5月1日(木) (必着)

◎試験日

令和7年5月17日(土)

◎採用予定人員〔配属予定病院〕及び職務の概要

職 種	採用予定人員〔配属予定病院〕	職 務 の 概 要
助産師	若干名 〔山口県立総合医療センター〕	山口県立総合医療センター における助産業務
看護師	20人程度 〔山口県立総合医療センター〕	山口県立総合医療センター における看護業務

※修学資金等(ただし、山口県の実施する看護師等修学資金貸付制度を除く。)の返還義務がある方のみを対象とした試験になります。

※得点の順位によっては、給付金支給対象者枠ではなく一般枠として合格とする場合があります。

◎受験資格

1 次の全ての要件を満たす方が受験できます。

- (1) 昭和41年4月2日以降に生まれた方で、受験職種に応じた免許を有する方、令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの方又は令和8年2月実施予定の助産師国家試験若しくは看護師国家試験に合格し当該免許を取得する見込みの方
- (2) 文部科学大臣若しくは厚生労働大臣または都道府県知事が指定した助産師・看護師養成施設を卒業又は修了するために、地方公共団体が貸与する看護師等修学資金又はそれに準ずるものと山口県立病院機構理事長が認めるもの(ただし、山口県の実施する看護師等修学資金貸付制度を除く。)を借り入れた方で、当該修学資金等の返還を予定している又は返還中の方

2 令和7年度中に山口県立病院機構の助産師・看護師に係る採用試験を受験した方は受験できません。

3 1及び2にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者で、就労可能な在留資格を有しない者

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 山口県立病院機構職員又は山口県職員として懲戒解雇又は懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎受験手続

1 受験の申込み

- 山口県立病院機構本部事務局（〒747-8511 防府市大字大崎 10077 番地）に、下記のことを提出してください（新卒者は、**成績証明書**の提出あり。）。

提出するもの	注 意 事 項
受験申込書	必要事項を 本人の自筆により 漏れなく記入して提出してください。 受験申込書に、写真 （申込み前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの。縦4cm×横3cm）を貼って提出してください。
自己紹介カード	個別面接時の資料として使用するものです。 必要事項を漏れなく記入して提出してください。
成績証明書 (対象者のみ)	令和7年度末卒業予定の方については提出してください。 （入学初年度等で、提出が難しい方を除く。）
修学資金借用証書（写）等	修学資金等の貸付を受けていることが分かる書類を提出してください。 （修学資金借用証書、修学資金貸付決定通知書、奨学金貸与証明書等の写し）

- 山口県立病院機構(表紙に URL を記載)のホームページに、受験申込書、自己紹介カードの様式を掲載していますので、ダウンロードの上、印刷して使用することもできます。
- 郵送の場合は、封筒の表に「**採用試験受験申込書在中**」と**朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法**により送付し、受領証を、試験の案内が到着するまで保管しておいてください。なお、特定記録郵便等によらない郵便での不着には対応できません。
- 提出いただいた書類は返却いたしません。**あらかじめご了承ください。

2 受 付

土曜日、日曜日及び祝日を除き、応募期間（表紙に記載）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。郵送の場合は、期間末日必着です。

3 試験案内の送付

受付締切後、試験詳細を記載した案内を郵送します。令和7年5月13日（火）までに案内が到着しない時は、山口県立病院機構本部事務局に照会してください。

◎試験日 令和7年5月17日（土）

◎ 試験方法及び内容

試験方法	試 験 内 容	配点
論文試験	思考力、表現力、構成力等についての論文試験 （論文を作成し、郵送で提出いただきます。）	30点
WEB面接	人物、専門的知識・技術等についての口述試験 （スマートフォンやパソコンのカメラ機能を用いた面接を行います。）	70点
適性検査	自宅受検可能なものを実施し、面接試験の参考とします。	－

- 論文試験の課題は、試験の案内を送付する際に、同封します。
- WEB面接については、事前に使用するシステムのマニュアルを配布します。
- 事前に接続テストを行い、接続確認と操作に慣れていただく予定です。

◎合格者の発表

令和7年5月27日（火）の午前9時に、合格者の受験番号を山口県立病院機構のホームページに掲載します。また、合格者に文書で通知します（不合格者には通知しません。）。

◎一般枠合格者（給付金支給対象者枠での合格には至らなかった方）の発表

得点の順位により、**給付金支給者枠ではなく一般枠として合格された方**についても令和7年5月27日（火）の午前9時に、合格者の受験番号を山口県立病院機構のホームページに掲載します。また、合格者に文書で通知します。
一般枠で採用された場合は、修学資金返還支援給付金の給付を受けることはできません。

◎合格から採用まで

- 原則として**令和8年4月1日採用**の予定ですが、それ以前に勤務が可能な方は繰り上げて採用されることがあります。
- 令和8年2月実施予定の助産師国家試験・看護師国家試験に合格した方については、当初は有期常勤職員（臨時職員）として採用し、免許取得後に正規採用となります。
- 受験資格の項で表示している時期までに、必要な免許を取得できない場合は採用されません。

◎試験結果の提供

試験の結果については、口頭による提供の申し出をすることができます。
なお、電話、郵便等では口頭による提供の申し出はできませんので、受験者本人が、直接、提供場所へお越しください。

〔提供場所〕山口県立病院機構本部事務局
〔提供内容〕得点及び順位
〔提供期間〕合格発表日から1年間

◎給与（参考：令和7年4月採用者（令和7年3月卒）の場合）

下表に、初任給の参考金額を記載します。経歴により加算があります。

助 産 師 (主要手当等込)	看護大学	看護師3年課程(相当) ＋助産師養成所	看護師2年課程(相当) ＋助産師養成所
	234,200 円 (309,800 円)	234,200 円 (309,800 円)	229,900 円 (305,000 円)
看 護 師 (主要手当等込)	看護大学	看護師3年課程(相当)	看護師2年課程(相当)
	232,200 円 (307,500 円)	227,200 円 (301,900 円)	220,200 円 (294,000 円)

昇給は、原則として年1回行われます。
主要手当等は、看護職員の平均的な勤務ケースにおける手当を加算しています。
（主要手当等：夜間勤務手当・夜間看護等手当・看護職員等処遇改善手当・地域手当・時間外手当）
この他、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が、支給要件に応じて支給されます。
また、賞与に当たる期末・勤勉手当が支給されます。（令和6年度 年間4.5月分）
※有期常勤職員（臨時職員）の間は、上記とは異なります。

◎その他処遇

- ・年次有給休暇：年 20 日（繰越により最大 40 日） 夏季休暇（夏季厚生計画）：4 日
- ・子育て支援制度：育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務制度等
- ・その他、山口県立総合医療センターには、院内保育所、看護師宿舎を整備しています。

◎修学資金返還支援給付金の概要

【支給期間】

修学資金等（山口県の実施する看護師等修学資金貸付制度を除く。）の貸付を受けた月数と同じ月数（ただし、4年間（48月）を上限とする。）とします。

また、当該助産師・看護師養成施設を既に卒業又は修了している方は、卒業又は修了してから本機構に採用されるまでに経過した月数を除いた月数とします。

【支給金額】

修学資金等の貸付団体からの貸付月額と同額（ただし、月額 36,000 円を上限とする。）を毎月支給します。

【給付金の申請】

採用又は返還決定後すぐに、申請書に必要書類を添付し、提出する必要があります。書類を審査した後、支給決定を行います。

【報告】

毎年 4 月末までに前年度の修学資金等の返還状況を報告する必要があります。

また、修学資金等の返還が完了した時は、関係書類を添付し、報告する必要があります。

【支給の終了・取消等】

- ・退職したときは給付金の支給を終了します。

・虚偽の申請その他不正な手段により給付金の申請を行った場合や次の各号のいずれかに該当する事由等が生じたときは、給付金の支給の決定の全部もしくは一部の取消、又はその決定の一部を変更する場合があります。

- （1）助産師・看護師養成施設を卒業又は修了する目的以外のために借り受けた修学資金等であることが分かったとき
- （2）修学資金等の貸付団体が規定する返還免除の要件に該当するとき
- （3）修学資金等の返還債務が生じていなかったとき
- （4）他の同様の給付金等の支給を受けていたとき
- （5）修学資金等の返還を行っていないとき
- （6）業務上の災害又は通勤による災害以外の事由による心身の故障のため、退職したとき
- （7）地方独立行政法人山口県立職員就業規則第 43 条に規定する懲戒を受けたとき
- （8）正当な理由なく、関係書類の提出を拒んだとき又は事実が確認できなかったとき

【返還】

給付金の支給の終了又は決定の取消若しくは変更された場合において、既に給付金が給付されているときは、終了又は取消若しくは変更に係る額を限度に給付金を返還する必要があります。

また、修学資金等の返還の完了を報告する前に退職したときは、既に支給した額と貸付団体に返還した額との差額を限度に給付金を返還する必要があります。